

鳥取大学大学院医学系研究科リサーチ・アシスタント実施要項

平成 9 年 9 月 1 7 日

鳥取大学大学院医学系研究科委員会承認

(趣旨)

第 1 この要項は、鳥取大学リサーチ・アシスタント取扱要項（平成 1 7 年 3 月 3 1 日学長裁定）に基づき、鳥取大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における、リサーチ・アシスタントの実施等に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 リサーチ・アシスタントは、本研究科における学術研究の推進に資する研究支援体制の充実・強化及び若手研究者の養成・確保を促進するため、研究補助業務を行わせ、研究活動の効果的推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(職務内容)

第 3 リサーチ・アシスタントは、本研究科が行う研究プロジェクトを支援するため、担当教員の指示を受けて研究補助業務を行う。

(選考基準等)

第 4 リサーチ・アシスタントの選考は、次の基準により本研究科大学院委員会において行うものとする。

- ① 博士課程または博士後期課程に在籍している者
- ② 各部門から推薦された者
- ③ 成績優秀な者
- ④ 将来、研究者としての資質があると期待される者
- ⑤ 研究内容・研究テーマ等を充分理解し、補助できる者
- ⑥ 本人の研究、授業等に支障が生じない者
- ⑦ 日本学術振興会特別研究員（DC）は対象外とする。
- ⑧ 大学院設置基準第 1 4 条の適用者及び研究指導委託予定の者は、その期間は対象外とする。

(身分および勤務時間)

第 5 リサーチ・アシスタントは有期契約職員とする。

2 1 人当たりの採用時間は週 2 0 時間を上限とし、通算 2 0 0 時間から 3 0 0 時間までとする。

(給与)

第 6 リサーチ・アシスタントの給与は予算の範囲内で、鳥取大学有期契約職員給与規程（平成 1 9 年鳥取大学規則第 3 2 号）による。ただし、手当は時間給のみとし、他の給与は支給しない。

附 則

この要項は、平成 9 年 9 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要項は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。